

令和8年6月1日
水 道 局

積算基準を一部改定しました

水道局では、工事価格を算定する基礎となる積算基準を公表しています。
積算基準については、標準的な工事価格が算定できるよう、適時改定して
います。

このたび、下記の積算基準を一部改定し、令和8年6月1日から適用しまし
た。

- 1 水道用機械・電気設備工事積算基準
令和7年10月（令和8年6月一部改定）
 - ・標準一般管理費等率とその上下限値の率の変更

なお、積算基準は、都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階）で閲覧できます。

【問合せ先】

水道局建設部技術管理課（設備技術管理担当）

直通 (03) 5000-7995